

帯広市会計年度任用職員（事務員Ⅰ：税務事務業務）の募集について

■勤務条件

職 種 (所属課)	再度任用 上限回数	募集 人員	勤務時間	加入保険	主な業務内容	必要資格等
事務員Ⅰ (市民税課)	0回	4 名	週38時間45分 1日7時間45分(8:45～17:30) 月～金までの5日間 ※場合により土日勤務あり ※時間外勤務あり(月平均35時間)	健康保険 厚生年金 雇用保険	確定申告および市民税申告の受付審査業務 住民税の賦課業務、窓口・電話対応	(1)エクセル・ワード等での入力作業 ができること (2)税務に関する知識を有する方

- 給 与 日額9,246円～11,524円
※学歴・職歴の期間等に応じて決定します。
また、所定の基準に従い、通勤方法及び距離に応じた通勤手当が加算されます。(日額上限7,142円)
※正職員の給与が改定された場合は、改定の実施時期を含め、改定に係る取扱いに準じて改定します。

- 受付期間 令和7年12月10日(水)まで(受付時間：午前8時45分から午後5時30分 ※土日祝日を除く)

- 申込方法 市庁舎2階市民税課市民税係へ履歴書を持参してください。(郵送不可)
※履歴書に関する注意事項：提出いただいた履歴書は返却しません。

- 試験日 令和7年12月17日(水) 実施時間は履歴書をご持参いただいた際にお伝えします。

- 試験内容 面接試験
※面接内容に関する質問についてはお答えできません。

- 試験会場 帯広市役所10階 第1会議室 (帯広市西5条南7丁目1番地)

- 任用期間 ①令和8年1月20日から3月31日まで
②令和8年2月1日から3月31日まで
※募集人数は①、②合わせて4名です。
※業務が継続する場合は、選考により令和8年6月中旬頃まで任期を延長する場合があります。

- 年齢制限 なし

- 応募資格等 地方公務員法第16条に該当しない方(以下、地方公務員法第16条抜粋)※該当する方は申し込みできません。
・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・帯広市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年経過しない者
・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 問合せ先 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市 市民税課 市民税係 電話：0155-65-4120 担当：三浦